

広島市条例第 4 5 号

令和 8 年 9 月 2 8 日

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例

広島市児童福祉施設設備基準等条例（平成 2 4 年広島市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに」を「、第 3 4 条の 2 2 第 2 項並びに」に改める。

第 9 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（一時保護委託者の登録等の基準）

第 9 条の 3 法第 3 4 条の 2 2 第 2 項の条例で定める基準は、一時保護委託者の登録等に関する基準（令和 8 年内閣府令第 1 6 号）第 2 条から第 2 6 条までに規定する基準とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。